

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち第二条第一項第二号の改正規定中「改め」の下に『、「遊興」の下に「（異性間における享乐的雰囲気その他の享乐的雰囲気において遊び、興じることであつて、その雰囲気が過度にわたる場合には善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすこととなるおそれがあるものをいう。第十一項において同じ。）」を加え』を加える。